

鎌田公認会計士事務所
税理士法人 鎌田総合事務所
公認会計士 鎌田直善
税理士 鎌田ふくみ

日によっては、暑さを感じる今日この頃です。マスク100%生活は、季節柄うっとうしくなってきました。道行く人も、鼻出し・顎出し、マスクなし等、目立ってきました。近隣に罹患者がいない地域なのですが、あと少し頑張らねば、と思います。

コロナ・ウイルス関連の給付金等について

公認会計士 鎌田 直善

1. 持続化給付金

5月1日から申請受付開始の持続化給付金については、月々の売上高に注意しながら今年のどこかの時点で対象となる可能性がないかと、皆様とともに注視しています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること、直接間接に感染症の影響を受けていることが前提です。

個人・法人問わず、ご自身でウェブサイト申請することが基本です。申請手順、添付書類等は持続化給付金事務局のホームページで確認できます。

確定申告書・事業概況説明書(個人の場合は決算書)・申請対象月の売上台帳・運転免許証・通帳程度の資料があれば、比較的容易に申請できます。ご不明な点等があれば、助言いたしますので、ご相談ください。

現在、申請から10日～2週間位で入金されているようです。

2. 休業協力・感染リスク低減支援金(北海道)

4月30日から7月31日までが申請受付期間です。郵送または電子申請です。

緊急事態宣言下に協力に応じて、下記の支給がされます。

- ① 休業要請に応じた施設に対し、法人30万円・個人20万円
- ② 休業要請対象外の飲食店が、従来の酒類提供時間を19時まで短縮した場合、10万円

3. 函館市事業者等特別支援金

上記2の北海道支援金に上乗せする次の①②と、市独自給付金③です。

- ① 上記休業要請に応じた個人事業者に対し、10万円
- ② 上記2②の対象事業者に対し、20万円
- ③ 従来から酒類提供のない飲食店事業者に対し、30万円

2と3併せて30万円になるように考慮されています。郵送または電子申請です。

4. 函館市「新しい生活様式」普及協力支援金

「新しい生活様式」実践例または業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を、最低1つは実施すること、感染防止対策に係る函館市指定のポスターを掲示することが申請要件です。給付額は20万円です。郵送または電子申請です。

対象業種は、飲食料品製造業、飲食料品卸売業、小売業、生活関連サービス業です。

この支給金は、上記1、2、3とは重複して受給できません。

この支援金の給付決定後、上記1の持続化給付金の給付決定を受けた場合には、次の制約がありますので注意が必要です。

支援金受給前なら申請取下書の提出が、支援金受給後なら返金が求められます。

また、上記2、3の対象施設を有している場合もこの支援金は申請できませんので、これも要注意です。

役員報酬の改定について

スタッフ 中島 弓枝

法人が役員に対して支給する給与の額のうち、(1) 定期同額給与 (2) 事前確定届出給与 (3) 業績連動給与のいずれにも該当しないものの額は、税務上損金に算入されないこととされています。

このうち(1) 定期同額給与の改定については、原則として会計期間開始の日から3か月を経過する日までに行うことが要件とされています。

ただし、会計期間開始の日から3か月を経過していても以下の理由により役員報酬の改定を行う場合は改定前、改定後の全額が損金に算入されます。

・ 臨時改定事由	事業年度の途中で役員となった場合や、役員の職務内容に重大な変更、その他これらに類するやむを得ない事情が生じた場合
・ 業績悪化事由	事業年度において法人の経営状況が著しく悪化した場合

今般、新型コロナウイルス感染症の影響による役員報酬の減額について国税庁よりQ&Aが公表されています。新型コロナウイルス感染症の影響により業績が悪化した場合の改定の他、現時点では業績が悪化していない場合でも、客観的な状況から、今後新型コロナウイルス感染症の影響で業績悪化が見込まれる為に行う役員報酬の減額も業績悪化改定事由に該当するとされています。

役員報酬の改定を行う際は、株主総会での決議が必要となりますのでご注意ください。決議を証するために、議事録の作成もお忘れなくお願いいたします。

営業時間のお知らせ

弊事務所も緊急事態宣言を受けて、時差出勤・自宅待機態勢としていましたが、5月19日からは平常勤務体制に戻りました。

なお、当面の間、マスク着用、手洗励行をしています。よろしく願いいたします。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。